

株式会社商工組合中央金庫法の改正について

2023年6月に株式会社商工組合中央金庫法（以下、商工中金法）の改正法案が成立いたしました。今回の法改正では、政府保有株式の全部処分を実施し、商工中金の業務範囲を見直す一方で、株主資格制限や特別準備金の維持、危機対応業務の責務化など、必要な各種措置は維持するものとされております。商工中金の使命（＝中小企業組合や中小企業者の金融の円滑化という法目的）は、今後も変わることはありません。

商工中金法改正の概要

(1) 「中小企業のための金融機関」の維持【平時】

- 議決権保有株主資格の制限や、特別準備金（4,008億円）の制度は維持。

(2) コロナ禍からの地域経済再生のための業務範囲等の見直し【平時】

- 組合金融の円滑化という目的の範囲内で、業務範囲の制約等を見直す。
 - － 商工中金本体から再生企業への出資上限を、現行の10%から銀行同様、100%に緩和
 - － 投資専門子会社経由の再生企業出資の対象に、第三者関与の再生計画策定企業を追加
 - － サプライチェーンの再構築等（ビジネスマッチング）を支援する地域商社を子会社として保有可等
- 銀行と同水準の規制も導入（例：金融分野の裁判外紛争解決制度（金融 ADR）等）。

(3) 地域金融機関との連携・協業の強化【平時】

- 業務を行うに当たり、地域金融機関と連携を図ることを法律上も明記。
- 民業圧迫回避規定（適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮）は存置。

(4) 危機対応を的確に実施するための措置【危機時】

- 政府保有株式全部売却後も、危機対応業務を実施する責務を課す。
- 同一の危機事象について危機対応業務と危機関連保証が発動されている場合、商工中金の危機関連保証の利用を認めない。【中小企業信用保険法】

(5) 政府保有株式の売却等

- 商工中金の財務状況が大きく改善し、信用力が向上したため、意義は低下した政府保有株式を全部売却し、議決権保有株主資格の対象から政府を削除。
 - ※株主資格：中小企業組合及びその構成員に限定、中央会等の中小企業関係団体にも拡大
- 政府株式売却に伴う措置（新株発行時・代表取締役選定時*の大臣認可の廃止）。
 - ※大臣認可＋違法行為時の解任命令から届出＋解任命令に移行

(6) 将来的な完全民営化の勘案要素

- 特別準備金の状況を含む自己資本の状況、ビジネスモデルの確立状況、危機対応業務の在り方等を勘案し、完全民営化の実施（商工中金法の廃止等）を判断。

出典：中小企業庁「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の概要」

なお、(5) に関して、2023年9月20日に財務省にて、財政制度等審議会国有財産分科会が開催されました。分科会では、政府保有株式の処分方針に関する議論がなされ、答申が公表されました。